

令和5年12月19日

〒460-0002

名古屋市中区丸の内1丁目1番36号 NUP・フジサワ丸の内ビル6階

弁護士法人住田法律事務所

有限会社ワンラブ代理人弁護士（ご担当） 菊池隆太 様

同 弁護士（ご担当） 小林 巧 様

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海 理事長 荻原典子

（連絡先）〒461-0001 名古屋市東区泉一丁目7番34号 荘苑泉3C

事務局長 伊藤英樹

T E L 052-734-8107 F A X 052-734-8108

## 終 了 通 知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当団体の令和5年1月24日付追加申入れに対し、令和5年2月17日付ご回答をいただき、また、令和5年6月7日、ご回答内容に即した改定後の契約書等をお送りいただき、ありがとうございました。消費者保護に即した内容の改定がなされたことを確認いたしましたので、追加の申入れについても、これを以って一旦終了とさせていただきます。

当団体としましては、今後も、貴社の規約及び実際の運用が適正なものとなっているかについて引き続き関心を持って取り組んでいく所存であり、必要に応じて改めて是正等の申入れをさせていただくこともあろうかと存じますので、その旨申し添えます。

最後になりますが、貴社のこれまでのご対応に御礼申し上げますとともに、益々のご発展を祈念申し上げます。

敬具